

教育委員会会議録

開会の日時	令和7年4月10日 午後7時00分
閉会の日時	令和7年4月10日 午後7時20分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 小林 貴法 教育委員 畑井 祐樹・中村 文大・右京 博巳・駒田 聡子 ・中西 康裕
会議録に署名する委員氏名	駒田 聡子・中西 康裕
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 参事兼教育メディア課長 沖塚 孝久 参事兼スポーツ課長 東浦 久修 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 木下 真理 社会教育課長 下村 真司 教育研究所長 村井 紀子 学校教育課副参事 鈴木 裕子 学校教育課副参事 出崎 まゆみ 学校教育課副参事 井村 直樹 教育メディア課副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第17号 学校運営協議会委員の任命について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 駒田委員、中西委員を指名
会議に付する案件
議案第 17 号 学校運営協議会委員の任命について

教育長

議事に入る前に、私の方から報告をさせていただきます。

来賓の皆様にもご出席いただき、小中学校の入業式を無事終えることができました。委員の皆様にもご出席いただきありがとうございました。

4月17日に、小学校6年生と中学校3年生で全国学力学習調査があります。教科は国語、算数（数学）、理科です。中学校では理科のみ別日に実施します。なお、結果については、8月に報告させていただきます。

春に実施する修学旅行は、すべての中学校と小学校1校です。

人事異動では、西岡正文、東端伸治、小林孝久、浜田一光、中西祐一、志賀幸代、松本栄、中川靖美の8名が校長に昇任・採用されました。

また、事務局にも新たなメンバーが加わりました。後ほど、新しい課長、副参事については、自己紹介があると思いますのでよろしくお願ひします。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 17 号 学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。
事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 2 項の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課

議案第 17 号 学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 2 項に基づき、任命しようとするものでございます。

今回、任命しようとする方々は、全中学校区の地域住民、保護者、公募を受け立候補いただいた方の中から、当該校長により委員として推薦された方でございます。

本日、任命のご承認をいただけましたならば、令和 7 年 4 月 11 日をもって委嘱させていただきます。予定でございます。

任期は1年、令和8年3月31日までとなっております。

以上、学校運営協議会委員の任命について、ご説明させていただきました。

何とぞ、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

中村委員

再任された委員と新たに委員となられた方の割合を教えてください。

学校教育課副参事

学校運営協議会につきましては、昨年度までは厚生中学校のみでしたが、今年度より全中学校に設置することとなりました。

厚生中学校の委員については再任の方も見えますが、その他の学校は新規の委員ということになります。

中西委員

今回、全中学校に設置されたということであるが、今一度、学校運営協議会について、何が話し合われているところであるのか確認させていただきたい。

また、委員構成について、地域住民が全員のところ、保護者が入っているところ、その他必要認める者などさまざまであるが、選任についての決まりはあるのか。

学校教育課副参事

学校運営協議会の主な3つの機能といたしましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、また2つ目としまして、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができる、3つ目としまして、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる、というような機能がございます。構成員につきましては先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5第2項におきまして、学校運営協議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命するとして、4つの項目が挙げられております。

1つ目が地域の住民、2つ目が生徒児童または幼児の保護者、3つ目が地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、4つ目として当該教育委員会が必要と認めるものというふうに記されております。それにあわせて各学校が推薦したものとなります。

中西委員

構成区分は分かったんですが、構成区分の割合について決まりはあるのか。

学校教育課副参事

構成区分の割合については特に決まりはありません。

駒田委員

地域住民の中にも元保護者がかなり含まれているとは思われますが、厚生中学校の人数が多くて他が少ないというのは児童生徒の数に対して委員の人数が決まっているものなのか。また、御菌中学校だけが学校区である理由を教えてください。

学校教育課副参事

委員の数としましては、伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則におきまして委員の定数は15人以内とすると定めております。それに合わせて各中学校から推薦が上がってきておりますが、人数に差があるのはおっしゃられるとおりだと思います。今年度立ち上げの年ですので、来年度以降は、今少ない学校も人数が増えてくるのではないかと見通しております。

御菌中学校区につきましては、これまでも地域の繋がりが深かったこと、それから中学校区として1小学校、1中学校という条件を生かして合同で開催しているところです。

教育総務課長

学校運営協議会につきましては、学校ごとに置くことが法律で定められておりますが、ただし書きとしまして省令、国の方で定めた基準を満たした場合は、2つの学校を1つの運営協議会に定めることができるというふうになっておりますので、その規定に該当するというので、御菌については御菌小学校と御菌中学校を合わせて一つの運営協議会を定めたという形になりますので、学校区という表記をさせていただいております。

中村委員

その定数が15名以内ということで決められているということは、15名が適当である理由があるはずだと思う。

先ほどのお2人の質問に対して適切なご答弁ではなかったと思うが、そもそも何のために設置されている協議会なのかというところまで、もしかすると話が及んでくるかもしれない。

15名という定数があって、チームの全員とか保護者とか、先ほどおっしゃった対象の方々が実際どのぐらいの割り振りがあれば良いのかということもそうであるし、学校規模に応じて何人が適切なのかということは、チェックする場としてはしっかり持っておかなければいけない数字であると思う。

来年また設置されるときに、今日いただいたご意見もしっかりと考えていただいて、ちゃんと根拠を持って設置しなければいけないと考える。

学校教育課長

ありがとうございます。

こちら今年度から初めてということで、昨年度までは学校評議員という形でご協力いただいた方々にもお願いしながら、さらにその地域とともにある学校の転換を図るということで、コミュニティスクール、学校運営協議会制度が始まることとなりました。

委員の皆様が仰せのとおり実のある制度にしていかなければいけませんので今年度の活動をしっかりと一緒に伴走させていただきながら、実施していきたいと思えます。

駒田委員

厚生中学校区について、再任を妨げないという話ではありますが、新しい風を吹かせてほしい部分もあるので、そういう面もちょっと意見として残しておいていただければありがたいなと思えます。

学校教育課長

厚生中学校区につきましては、地域の代表の方々や競技団体代表の方々に構成員となっていていただいておりますが、新しい風というのも大切なことですので、ご意見ありがとうございます。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 17 号 学校運営協議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 17 号 学校運営協議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

これもちまして教育委員会を閉会いたします。